

## 質問回答

2018年11月12日

「全世界地域強靱で安全な都市・地域形成に向けた気候変動対策に関する情報収集・確認調査(企画競争)」

(公示日:2018年11月7日/公示番号:180394)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書第2章 7.(1) 国内準備業務 インセプションレポート (案)の説明・協議・最終化 (P15)	<u>貴機構スリランカ事務所に対する説明、協議について</u> 貴機構スリランカ事務所に対する説明、協議はスリランカにて行うことを想定されていますでしょうか。それとも、貴機構モルディブ支所でのTV会議等を通じて行うことを想定されていますでしょうか。	スリランカ事務所に対する説明、協議は、モルディブ支所等よりTV会議を通じて実施することを想定しております。
2	業務指示書第2章 7.業務の内容(2)現地調査業務 モルディブ国対象島の海岸保全協力にかかる分析・検討 (P17)	<u>対象となる海岸延長について</u> 海岸保全の対象となる海岸延長は2対象島で計4000m程度と想定するとされていますが、P14、6.(3)で対象島は契約交渉時に指定することとありますが、海洋調査の提案にあたり、候補地とされている場所に関する情報がございましたらご教示いただきたい。	Laamu環礁においてはGan島が候補地の一つとされています。
3	業務指示書第2章 7.業務の内容(2)現地調査業務 モルディブ国対象島の海岸保全協力にかかる分析・検討 ク)対象事業にかかる材料調達先(P18)	<u>材料調達先について</u> 材料の調達事情調査に係る国内移動等の旅費は本見積りに含めるものと理解していますが、材料の品質を確認するための試験費等は別見積りとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、国内移動等の旅費は本見積りに含め、その他試験等に係る費用は別見積りとはしません。

4	業務指示書第3章 業務実施上の条件 7. 機材 (P24)	調査で使用する機材の本調査終了後の取り扱いについて、相手国側に供与する前提でしょうか。また、供与前提とした場合の関税の取り扱いについては見積もりに含めなくてよいでしょうか。仮に見積もりに含める場合は、関税分は別見積もりに計上してよいでしょうか。	調査で使用する機材は、調査終了後に相手国側へ供与する前提とします。 業務指示書第2章 7.(2) に記載する調査に必要な機材については関税も含め本見積としてください。調査目的を踏まえ同項に記載された以外にプロポーザルで提案する調査にかかる機材については、6.(5)の通り、機材及び関税ともに別見積とします。
---	-------------------------------	--	--

以上